



今般の長寿医療制度の見直しにおいて、政令の改正により、本年10月以降の保険料については市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主または配偶者が口座振替により保険料を支払うことを選択することができるととされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されます。

このように、年金から特別徴収された場合と、世帯主または配偶者が口座振替により支払う場合は、社会保険料控除が適用される方が変わるため、世帯全体で見たとときの所得税・個人住民税の負担額が変化する場合があります。

○保険料に係る社会保険料控除

問 長寿医療制度の保険料を、年金から特別徴収された場合と口座振替により支払った場合で、社会保険料控除の取扱いはどのようになりますか。

答 社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の

負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った人に社会保険料控除が適用されることとなります。

平成20年4月から実施されている長寿医療制度では、原則としてその保険料が年金から特別徴収の方法により徴収されています。この場合、その保険料を支払った人は年金の受給者自身であるため、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

一方、平成20年10月以降の保険料については、市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主または配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されます。

○口座振替により支払った保険料に係る社会保険料控除

問 生計を一にする妻の長寿医療制度の保険料を私が口座振替により支払いまし

た。その保険料について、私が社会保険料控除の適用を受けることが

できますか。

答 長寿医療制度の保険料について、平成20年10月以降の保険料については市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主または配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されます。

したがって、あなたが口座振替により支払った保険料については、あなたに社会保険料控除が適用されます。

■問い合わせ／ ○保険料の納付について

健康増進課 医療保険班

☎ 77-5502

○社会保険料控除の適用について

税務課 ☎ 74-1008

※文章中「後期高齢者医療制度」を「長寿医療制度」と呼称しています。